

特許協力条約に基づく国際出願

願 書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

受理官庁記入欄

国際出願番号

国際出願日

(受付印)

出願人又は代理人の書類記号
(希望する場合、最大12字)

第 欄 発明の名称

第 欄 出願人

この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)

電話番号:

ファクシミリ番号:

加入電話番号:

出願人登録番号:

国籍(国名):

住所(国名):

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である:

すべての指定国

米国を除くすべての指定国

米国のみ

追記欄に記載した指定国

第 欄 その他の出願人又は発明者

氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)

この欄に記載した者は次に該当する:

出願人のみである。

出願人及び発明者である。

発明者のみである。
(ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと)

出願人登録番号:

国籍(国名):

住所(国名):

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である:

すべての指定国

米国を除くすべての指定国

米国のみ

追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。

第 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する:

代理人

共通の代表者

氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)

電話番号:

ファクシミリ番号:

加入電話番号:

代理人登録番号:

通知のためのあて名:代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第 欄の続き その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

第 欄の続き その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

| | |
|---|---|
| 氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載） | この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにシ印を付したときは、以下に記入しないこと） |
| 出願人登録番号： | |

| | |
|---------|---------|
| 国籍（国名）： | 住所（国名）： |
|---------|---------|

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

第 欄 国の指定

(該当する にレ印を付すこと; 少なくとも1つの にレ印を付すこと)

規則 4.9(a)の規定に基づき次の指定を行う。ほかの種類保護又は取扱をいずれかの指定国(又はOAPI)で求める場合には追記欄に記載する。

広域特許

- A P A R I P O 特許: G H ガーナ Ghana, G M ガンビア Gambia, K E ケニア Kenya, L S レソト Lesotho, M W マラウイ Malawi, M Z モザンビーク Mozambique, S D スーダン Sudan, S L シエラレオネ Sierra Leone, S Z スワジランド Swaziland, T Z タンザニア United Republic of Tanzania, U G ウガンダ Uganda, Z M ザンビア Zambia, Z W ジンバブエ Zimbabwe, 及びハラレプロトコルと特許協力条約の締約国である他の国 (他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)
E A ユーラシア特許: A M アルメニア Armenia, A Z アゼルバイジャン Azerbaijan, B Y ベラルーシ Belarus, K G キルギスタン Kyrgyzstan, K Z カザフスタン Kazakhstan, M D モルドバ Republic of Moldova, R U ロシア Russian Federation, T J タジキスタン Tajikistan, T M トルクメニスタン Turkmenistan, 及びユーラシア特許条約と特許協力条約の締約国である他の国
E P ヨーロッパ特許: A T オーストリア Austria, B E ベルギー-Belgium, B G ブルガリア Bulgaria, C H and L I スイス及びリヒテンシュタイン Switzerland and Liechtenstein, C Y キプロス Cyprus, C Z チェコ Czech Republic, D E ドイツ Germany, D K デンマーク Denmark, E E エストニア Estonia, E S スペイン Spain, F I フィンランド Finland, F R フランス France, G B 英国 United Kingdom, G R ギリシャ Greece, H U ハンガリー Hungary, I E アイルランド Ireland, I T イタリア Italy, L U ルクセンブルク Luxembourg, M C モナコ Monaco, N L オランダ Netherlands, P T ポルトガル Portugal, R O ルーマニア Romania, S E スウェーデン Sweden, S I スロベニア Slovenia, S K スロバキア Slovakia, T R トルコ Turkey, 及びヨーロッパ特許条約と特許協力条約の締約国である他の国
O A O A P I 特許: B F ブルキナファソ Burkina Faso, B J ベナン Benin, C F 中央アフリカ Central African Republic, C G コンゴ共和国 Congo, C I コートジボワール Côte d'Ivoire, C M カメルーン Cameroon, G A ガボン Gabon, G N ギニア Guinea, G Q 赤道ギニア Equatorial Guinea, G W ギニア・ビサウ Guinea-Bissau, M L マリ Mali, M R モーリタニア Mauritania, N E ニジェール Niger, S N セネガル Senegal, T D チャド Chad, T G トーゴ Togo, 及びアフリカ知的所有権機構のメンバー国であり特許協力条約の締約国である他の国 (他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)

国内特許 (他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)

- A E アラブ首長国連邦 United Arab Emirates
A G アンティグア・バーブーダ Antigua and Barbuda
A L アルバニア Albania
A M アルメニア Armenia
A T オーストリア Austria
A U オーストラリア Australia
A Z アゼルバイジャン Azerbaijan
B A ボスニア・ヘルツェゴビナ Bosnia and Herzegovina
B B バルバドス Barbados
B G ブルガリア Bulgaria
B R ブラジル Brazil
B Y ベラルーシ Belarus
B Z ベリーズ Belize
C A カナダ Canada
C H and L I スイス及びリヒテンシュタイン Switzerland and Liechtenstein
C N 中国 China
C O コロンビア Colombia
C R コスタリカ Costa Rica
C U キューバ Cuba
C Z チェコ Czech Republic
D E ドイツ Germany
D K デンマーク Denmark
D M ドミニカ Dominica
D Z アルジェリア Algeria
E C エクアドル Ecuador
E E エストニア Estonia
E S スペイン Spain
F I フィンランド Finland
G B 英国 United Kingdom
G D グレナダ Grenada
G E グルジア Georgia
G H ガーナ Ghana
G M ガンビア Gambia
H R クロアチア Croatia
H U ハンガリー Hungary
I D インドネシア Indonesia
I L イスラエル Israel
I N インド India
I S アイスランド Iceland
J P 日本 Japan
K E ケニア Kenya
K G キルギスタン Kyrgyzstan
K P 北朝鮮 Democratic People's Republic of Korea
K R 韓国 Republic of Korea
K Z カザフスタン Kazakhstan
L C セントルシア Saint Lucia
L K スリランカ Sri Lanka
L R リベリア Liberia
L S レソト Lesotho
L T リトアニア Lithuania
L U ルクセンブルク Luxembourg
L V ラトビア Latvia
M A モロッコ Morocco
M D モルドバ Republic of Moldova
M G マダガスカル Madagascar
M K マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 The former Yugoslav Republic of Macedonia
M N モンゴル Mongolia
M W マラウイ Malawi
M X メキシコ Mexico
M Z モザンビーク Mozambique
N I ニカラグア Nicaragua
N O ノルウェー Norway
N Z ニュージーランド New Zealand
O M オマーン Oman
P G パプアニューギニア Papua New Guinea
P H フィリピン Philippines
P L ポーランド Poland
P T ポルトガル Portugal
R O ルーマニア Romania
R U ロシア Russian Federation
S C セーシェル Seychelles
S D スーダン Sudan
S E スウェーデン Sweden
S G シンガポール Singapore
S K スロバキア Slovakia
S L シエラレオネ Sierra Leone
S Y シリア・アラブ Syrian Arab Republic
T J タジキスタン Tajikistan
T M トルクメニスタン Turkmenistan
T N テュニジア Tunisia
T R トルコ Turkey
T T トリニダード・トバゴ Trinidad and Tobago
T Z タンザニア United Republic of Tanzania
U A ウクライナ Ukraine
U G ウガンダ Uganda
U S 米国 United States of America
U Z ウズベキスタン Uzbekistan
V C セントビンセント及びグレナディン諸島 Saint Vincent and the Grenadines
V N ベトナム Viet Nam
Y U セルビア・モンテネグロ Serbia and Montenegro
Z A 南アフリカ共和国 South Africa
Z M ザンビア Zambia
Z W ジンバブエ Zimbabwe

以下の は、この様式の施行後に特許協力条約の締約国となった国を指定するためのものである。

指定の確認の宣言: 出願人は、上記の指定に加えて、規則 4.9(b)の規定に基づき、特許協力条約の下で認められる他の全ての国の指定を行う。但し、追記欄にこの宣言から除外の表示をした国は、指定から除かれる。出願人は、これらの追加される指定が確認を条件としていること、並びに優先日から15月が経過する前にその確認がなされない指定は、この期間の経過時に、出願人によって取り下げられたものとみなされることを宣言する。(指定の確認は、指定を特定する通知の提出と指定手数料及び確認手数料の納付からなる。この確認は、優先日から15月以内に受理官庁へ提出しなければならない。)

追記欄 この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. 全ての情報を該当する欄の中に記載できないとき。

この場合は、「第...欄の続き」(欄番号を表示する)と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、

 - (i) 出願人又は発明者として3人以上いる場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第 欄の続き」と表示し、第 欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。
 - (ii) 第 欄または第 欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第 欄の続き」、「第 欄の続き」又は「第 欄及び第 欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名(名称)を表示し、それぞれの氏名(名称)の次にその者が出願人となる指定国(広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許)を記載する。
 - (iii) 第 欄又は第 欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、全ての指定国のための又は米国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第 欄の続き」、「第 欄の続き」又は「第 欄及び第 欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国(広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許)を記載する。
 - (iv) 第 欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第 欄の続き」と表示し、第 欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。
 - (v) 第 欄において指定国又はOAPI特許が、「追加特許」又は「追加証」を伴うとき、又は、米国が「継続」又は「一部継続」を伴うとき。

この場合は、「第 欄の続き」及び該当するそれぞれの指定国又はOAPI特許を表示し、それぞれの指定国又はOAPI特許の後に、原特許又は原出願の番号及び特許付与日又は原出願日を記載する。
 - (vi) 第 欄において、優先権を主張する先の出願が6件以上あるとき。

この場合は、「第 欄の続き」と表示し、第 欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。
2. 出願人が、第 欄における確認の指定の宣言に関し、その宣言からいずれかの国を除くことを希望するとき。

この場合は、「確認の指定の宣言から、以下の指定国を除く」と記載し、除かれる国名又は2文字の国コードを表示する。

第 欄 優先権主張

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

| 先の出願日 (日・月・年) | 先の出願番号 | 先の出願 | | |
|------------------|--------|-----------------------------|-------------|------------|
| | | 国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名 | 広域出願：*広域官庁名 | 国際出願：受理官庁名 |
| (1) | | | | |
| (2) | | | | |
| (3) | | | | |
| (4) | | | | |
| (5) | | | | |

他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

上記の先の出願（ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る）のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁（日本国特許庁の長官）に対して請求する

すべて 優先権(1) 優先権(2) 優先権(3) 優先権(4) 優先権(5) その他は追記欄参照

*先の出願がARIPO出願である場合には、当該先の出願を行った工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の少なくとも1ヶ国を表示しなければならない(規則 4.10(b)(ii))：

第 欄 国際調査機関

国際調査機関（ISA）の選択（2以上の国際調査機関が国際調査を実施することが可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）

ISA /

先の調査結果の利用請求；当該調査の照会（先の出願が、国際調査機関によって既に実施又は請求されている場合）
出願日（日・月・年） 出願番号 国名（又は広域官庁名）

第 欄 申立て

この出願は以下の申立てを含む。(下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載)

| | | |
|--|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 第 欄(i) 発明者の特定に関する申立て | : | _____ |
| <input type="checkbox"/> 第 欄(ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における 出願人の資格に関する申立て | : | _____ |
| <input type="checkbox"/> 第 欄(iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における 出願人の資格に関する申立て | : | _____ |
| <input type="checkbox"/> 第 欄(iv) 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合) | : | _____ |
| <input type="checkbox"/> 第 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立 て | : | _____ |

第 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て (規則 4.17(i)及び 51 の 2.1(a)(i))

この申立ての続葉として「第 欄(i)の続き」がある

第 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て (規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合) (規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii))

この申立ての続葉として「第 欄(ii)の続き」がある

第 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii)及び 51 の 2.1(a)(iii)）

この申立ての続葉として「第 欄(iii)の続き」がある

第 欄 (iv) 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合)

申立ては実施細則第 214 号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i) - (v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)及び 51 の 2.1(a)(iv) (米国を指定国とする場合)

私は、特許請求の範囲に記載され、かつ特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先かつ唯一の発明者である (発明者が 1 名しか記載されていない場合) か、あるいは共同発明者である (複数の発明者が記載されている場合) と信じていることを、ここに申し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである (出願時に申立てを提出する場合)。

本申立ては、国際出願 PCT/_____を対象としたものである (規則 26 の 3 に従って申立てを提出する場合)。

私は、特許請求の範囲を含め、上記国際出願を検討し、かつ内容を理解していることを、ここに表明する。私は、PCT 規則 4.10 の規定に従い、上記出願の願書において主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」という見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、出願月、出願年を記載することで、米国以外の少なくとも一国を指定している PCT 国際出願を含め、優先権を主張する本出願の出願日より前の出願日を有する、米国以外の国で出願された特許又は発明証の出願をすべて特定している。

先の出願： _____

私は、連邦規則法典第 37 編規則 1.56 (37 C.F.R. § 1.56) に定義された特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、ここに承認する。さらに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部継続出願の PCT 国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報について開示義務があることを承認する。

私は、表明された私自身の知識に基づく陳述が真実であり、かつ情報と信念に関する陳述が真実であると信じることをここに申し立てる。さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第 18 編第 1001 条に基づき、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願又はそれに対して与えられるいかなる特許についても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、ここに申し立てる。

氏名： _____

住所： _____
(都市名、米国の州名 (該当する場合) 又は国名)

郵便のあて名： _____

国籍： _____

発明者の署名： _____
(国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則 26 の 3 に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

日付： _____
(国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則 26 の 3 に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合)

氏名： _____

住所： _____
(都市名、米国の州名 (該当する場合) 又は国名)

郵便のあて名： _____

国籍： _____

発明者の署名： _____
(国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則 26 の 3 に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

日付： _____
(国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則 26 の 3 に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合)

この申立ての続葉として「第 欄(iv)の続き」がある

第 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て (規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v))

この申立ての続葉として「第 欄(v)の続き」がある

第 欄(i)～(v)の続き 申立て

第 欄(i)～(v)の紙面が不足する場合(同欄(iv)において2人以上の発明者を記載する場合を含む)「第 欄...((i)～(v)の番号を記載)の続き」としたうえ、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

第IX欄 照合欄；出願の言語

この国際出願は次のものを含む。

- (a) 紙形式での枚数
- 願書(申立てを含む)..... 枚
- 明細書(配列表または配列表
に関連する表を除く).... 枚
- 請求の範囲..... 枚
- 要約書..... 枚
- 図面..... 枚
- 小計..... 枚
- 配列表..... 枚
- 配列表に関連する表..... 枚
- (いずれも、紙形式での出願の場合はその枚数
コンピュータ読み取り可能な形式の有無を問わない。
下記(C)参照)
- 合計..... 枚

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。

- | | | | |
|---|---|-------|---|
| 1. <input type="checkbox"/> 手数料計算用紙 | : | _____ | 数 |
| <input type="checkbox"/> 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 | : | _____ | |
| <input type="checkbox"/> 国際事務局の口座への振込を証明する書面 | : | _____ | |
| 2. <input type="checkbox"/> 個別の委任状の原本 | : | _____ | |
| 3. <input type="checkbox"/> 包括委任状の原本 | : | _____ | |
| 4. <input type="checkbox"/> 包括委任状の写し(あれば包括委任状番号) | : | _____ | |
| 5. <input type="checkbox"/> 記名押印(署名)の欠落についての説明書 | : | _____ | |
| 6. <input type="checkbox"/> 優先権書類(上記第IX欄の()の番号を記載する): _____ | : | _____ | |
| 7. <input type="checkbox"/> 国際出願の翻訳文(翻訳に使用した言語名を記載する): _____ | : | _____ | |
| 8. <input type="checkbox"/> 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面 | : | _____ | |
| 9. <input type="checkbox"/> コンピュータ読み取り可能な配列表 (媒体の種類と枚数も表示する) | : | _____ | |
| (i) <input type="checkbox"/> 規則13の3に基づき提出する国際調査のための写し (国際出願の一部を構成しない) | : | _____ | |
| (ii) <input type="checkbox"/> (左欄(b)(i)又は(C)(i)にレ印を付した場合のみ) 規則13の3に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し | : | _____ | |
| (iii) <input type="checkbox"/> 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同 一性についての陳述書を添付 | : | _____ | |
| 10. <input type="checkbox"/> コンピュータ読み取り可能な配列表に関連する表 (媒体の種類と枚数も表示する) | : | _____ | |
| (i) <input type="checkbox"/> 実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写し (国際出願の一部を構成しない) | : | _____ | |
| (ii) <input type="checkbox"/> (左欄(b)(ii)又は(C)(ii)にレ印を付した場合のみ) 実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し | : | _____ | |
| (iii) <input type="checkbox"/> 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した、配列表に関連した表 を含む写しの同一性についての陳述書を添付 | : | _____ | |
| 11. <input type="checkbox"/> その他(書類名を具体的に記載): _____ | : | _____ | |

(b) コンピュータ読み取り可能な形式のみの
(実施細則第801号(a)(i))

- (i) 配列表
- (ii) 配列表に関連する表

(c) コンピュータ読み取り可能な形式と同一の
(実施細則第801号(a)(ii))

- (i) 配列表
- (ii) 配列表に関連する表

媒体の種類(フロッピーディスク、CD-ROM、CD-R、その他)
と枚数

- 配列表.....
- 配列表に関連する表.....

(追加的写しは右欄9.(ii)または10(ii)に記載)

要約書とともに提示する図面:

本国際出願の言語:

第X欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。

受理官庁記入欄

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日

3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であって
その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(訂正日)

4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日

5. 出願人により特定された
国際調査機関

ISA /

6. 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に
調査用写しを送付していない。

2. 図面

受理された

不足図面がある

国際事務局記入欄

記録原本の受理の日:

P C T

手数料計算用紙

願書付属書

受理官庁記入欄

国際出願番号

受理官庁の日付印

出願人又は代理人の書類記号

出願人

所定の手数料の計算

1. 及び 2. 特許協力条約に基づく国際出願に関する法律（国内法）
第 18 条第 1 項第 1 号の規定による手数料（注 1）
（送付手数料[T]及び調査手数料[S]の合計）

| | |
|---|-----|
| 円 | T+S |
|---|-----|

3. 国際手数料（注 2）

基本手数料

国際出願に含まれる用紙の枚数 _____ 枚

b1 最初の 30 枚まで.....

| | |
|---|----|
| 円 | b1 |
| 円 | b2 |

b2 $\frac{\text{30 枚を超える用紙の枚数}}{\text{用紙一枚の手数料}} \times \text{用紙一枚の手数料} =$

b3 追加的部分（明細書の一部がコンピュータ読み取り可能な形式のみ
の場合（第 801 号(a)(i)）又はコンピュータ読み取り可能な形式と
紙形式の両方である場合（第 801 号(a)(ii)）

$400 \times \frac{\text{用紙一枚の手数料}}{\text{用紙一枚の手数料}} =$

| | |
|---|----|
| 円 | b3 |
|---|----|

b1, b2 及び b3 に記入した金額を加算し、合計額を B に記入

| | |
|---|---|
| 円 | B |
|---|---|

指定手数料

国際出願に含まれる指定数 _____
（注 3）

$\frac{\text{1 支払うべき指定手数料の数（上限は 5）（注 4）}}{\text{1 指定当たりの手数料（円）}} \times \text{用紙一枚の手数料} =$

| | |
|---|---|
| 円 | D |
|---|---|

B 及び D に記入した金額を加算し、合計額を I に記入.....

| | |
|---|---|
| 円 | I |
|---|---|

4. 納付すべき手数料の合計

T+S 及び I に記入した金額を加算し、総額を合計に記入.....

| | |
|-----|--|
| 円 | |
| 合 計 | |

（注 1）送付手数料及び調査手数料については、合計金額を特許印紙をもって納付しなければならない。

（注 2）国際手数料については、受理官庁である日本国特許庁の長官が告示する国際事務局の口座へ振込みを証明する書面を提出することにより納付しなければならない。

（注 3）願書第 V 欄でレ印を記した の数。

（注 4）指定数を記入する。ただし、5 指定以上は一律 5 とする。